

平成 29 年 5 月 17 日

各 位

東京都港区港南 2 丁目 13 番 31 号  
地崎道路株式会社  
代表取締役社長 丹野 義明

### 建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、平成 28 年 9 月 6 日付で東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)の規定に基づき、排除措置命令措置を受命しておりますが、これに伴い、本日、国土交通省関東地方整備局から建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けました。

本件に関しまして、お取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、このたびの処分を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、既に種々の再発防止策の徹底を図り、全社を挙げて独占禁止法違反行為の根絶を期しておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

#### 【営業停止処分の内容】

1. 停止を命じられた営業の範囲  
全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
2. 営業停止期間  
平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの 30 日間

以 上

(本件に関する問い合わせ先)  
取締役管理部長 西岡 敬昭  
TEL. 03-5460-1031(代表)  
FAX. 03-5460-1036